

商品類型№128「日用品 Version1.10」～分類 C. 台所用水切り、廃食用油吸収材、
食用油ろ過器～認定基準の軽微な改定について

1. 改定の経緯

標題認定基準の適用範囲の一つ「食用油ろ過器」は、食用油の繰り返し使用を推奨する観点から、脱臭・脱色効果を基準項目の核としてこれまで認定を行ってきた。

食用油ろ過器の構造は、通常、金属製のろ過器本体と、固形物を取り除いて脱臭・脱色効果を発揮するろ過紙（交換用カートリッジ）部分から成る。

現行基準では、（専用ろ過紙を同梱する）ろ過器本体のみが適用範囲となっており、同メーカーから交換用カートリッジとして販売されている専用ろ過紙等は適用範囲外である。このことは、一般の消費者感覚からは理解しにくいいため、交換用カートリッジについても適用範囲とするよう認定基準を改定することとしたい。また[別紙 台所流し台水切り用三角コーナー、ストレーナー、濾紙袋のメッシュサイズ試験法]の文章表現が大変わかりづらいため、内容は一切変更せずに文章表現の修正のみを行う。

2. 改定箇所(抜粋)

3. 用語の定義「共通基準に関する用語」に以下の用語を追加。

消耗部分	使用によって消耗する部分（場合によっては交換可能）。 本分類では、食用油ろ過器のうち、交換用カートリッジ、ろ過紙などの油の脱臭、脱色機能を持つ部分をいう。
------	--

4. 認定の基準と証明方法

4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

製品は、製品を構成する各材料（消耗部分を含む）が、以下に示す材料に関する基準をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属（ネジ、ビスなど製品の機能上必要な小さな部品）は、以下に示す材料に関する基準を適用しない。

5. 商品区分、表示など

(1) 商品区分（申込単位）は、2.適用範囲に示す「水切り」、「廃食用油吸収材」、「食用油濾ろ過器」の製品毎およびブランド名毎またはシリーズ名毎とする。食用油ろ過器については、単体で販売される消耗部分を本体とセットで申込む場合に限り、消耗部分を同一商品区分に含めて申し込むことができるものとする。製品の大小および色調による区分は行わない。

その他；漢字使い「濾過」と「ろ過」の混在を「ろ過」に統一

① 試験に使用する器具

1) 試験用ビーズの準備

- ・市販のガラスビーズ（穴のあいていないもの）もしくは、研磨材用のガラスビーズで、1.5mm 径のものを購入する。
- ・JIS Z8801 に規定された篩ふるい（金属製網ふるい）を用い、~~1.5mm~~ 径のビーズは、目開き 1.6mm の篩ふるいを通過し、1.4mm の篩ふるいを通過しないものを選別する。（以下 1.5mm ビーズとする）
- ・試験前にはビーズは、予め水洗し、よく乾燥させた後、ること。（乾燥器中で 105℃、~~3~~ 時間乾燥させ、~~デシケーター~~中で放冷するを目安とする。）

2) 申込み製品。濾紙袋の場合は濾紙袋を使用するコーナー等

※コーナー等は、その濾紙袋が対象とするサイズのものを使用すること。

3) 500ml 以上のビーカー（500ml の水が測ればビーカーでなくとも良い。）

② 試験方法

コーナー、ストレーナーの場合

- ~~1.5mm ビーズ 50g を 500ml ビーカーに精密に取り、水 500ml を入れ、それを通す。ビーカーは、さらに水 500ml で 2 回すすぎ、ビーズを全て通す。~~
- ~~コーナーもしくはストレーナー中に残ったビーズをよく乾燥し、重量を測定、95%以上が残留していることとする。~~

濾紙袋の場合

- ~~1.5mm ビーズ 50g を 500ml ビーカーに精密に取り、水 500ml を入れ、コーナーもしくはストレーナーにセットした濾紙袋にそれを通す。ビーカーは、さらに水 500ml で 2 回すすぎ、ビーズを全て通す。~~
- ~~濾紙袋中に残ったビーズをよく乾燥し、重量を測定、95%以上が残留していることとする。~~

- 1) 500ml ビーカーに 1.5mm ビーズ 50g と水を加え、500ml になるよう調整する。
- 2) ビーカー内の混合水を、申込み製品にて全量濾過する。（濾紙袋の場合、濾紙袋を使用するコーナー等にセットして濾過を行う）
- 3) ビーカー内にビーズが残った場合は、ビーカーへさらに水 500ml を入れ、2) を 2 回以上繰り返し、ビーカー内すべてのビーズを濾過させる。
- 4) 濾紙中に残ったビーズをよく乾燥させて、室温下において重量を測定する。

③ 試験結果の確認

- 1) 試験及び測定は、20℃の環境下で 5 回行い、最大と最小の測定値を除いた 3 測定値の平均を試験結果とする。
- 2) 試験結果として、水切りネット中に残ったビーズ重量が、試験に使用した全ビーズ重量に対し 95%以上であれば、「認定基準項目（19）」を満たすものとみなす。

④ その他

1) ビーズは、理化学試験などにも用いられる比重が 2.5～2.8 程度のガラスビーズが望ましい。

~~* 濾紙袋の場合、セットするコーナー等はその濾紙袋の対象とするサイズの物を使用する。~~

~~* 参考 JIS~~

2) JIS Z8801 「試験用ふるい」(1)～(3)

~~— JIS Z8901 「試験用粉体及び試験用粒子」~~

~~— JIS R6001 「研削といし用研磨材の粒度」~~

3. 改定予定日 2010年12月13日

以上